

3 外国人労働者の賃金【新規項目】

(1) 在留資格区別にみた一般労働者の賃金

一般労働者のうち外国人労働者の賃金は223.1千円で、在留資格区別に見ると、専門的・技術的分野（特定技能を除く）が324.3千円、身分に基づくものが244.6千円、技能実習が156.9千円、その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）が214.9千円となっている（第13表）。

第13表 一般労働者の在留資格区別賃金

在留資格区分	令和元年		
	賃金 (千円)	年齢 (歳)	勤続年数 (年)
外国人労働者計	223.1	33.4	3.1
専門的・技術的分野（特定技能を除く）	324.3	32.3	2.7
特定技能	-	-	-
身分に基づくもの	244.6	42.4	5.2
技能実習	156.9	26.7	1.5
留学（資格外活動）	-	-	-
その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）	214.9	30.1	2.2

注： 在留資格区分については、「主な用語の定義」を参照。

(2) 在留資格区別にみた短時間労働者の賃金

短時間労働者のうち外国人労働者の1時間当たり賃金は1,066円で、在留資格区別に見ると、専門的・技術的分野（特定技能を除く）が1,882円、身分に基づくものが1,121円、技能実習が977円、留学（資格外活動）が1,024円、その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）が1,033円となっている（第14表）。

第14表 短時間労働者の在留資格区別賃金

在留資格区分	令和元年				
	1時間 当たり賃金 (円)	年齢 (歳)	勤続年数 (年)	実労働 日数 (日)	1日当たり 所定内実労働 時間数 (時間)
外国人労働者計	1,066	29.1	1.7	13.8	6.3
専門的・技術的分野（特定技能を除く）	1,882	31.9	2.5	17.6	5.5
特定技能	-	-	-	-	-
身分に基づくもの	1,121	44.3	3.5	15.2	6.0
技能実習	977	25.5	1.3	19.4	7.3
留学（資格外活動）	1,024	24.3	1.2	12.8	6.3
その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）	1,033	29.5	1.0	15.2	6.4

注： 在留資格区分については、「主な用語の定義」を参照。